

「市外業者を下請業者とする理由書」の提出について

平成25年5月24日

本市では、工事を発注する際には、地場産業の発展や市内業者の育成の観点から、市内業者を優先することとしております。

また、工事仕様書や現場説明書等で、市内業者に下請発注することをお願いしておりますが、一部工事においては、市外業者に下請発注する事例も見受けられます。

そこで、市内業者への優先発注を啓発するために、平成25年6月から市外業者に下請発注する場合は、「市外業者を下請業者とする理由書」（以下「理由書」という。）の提出を必要することとしましたので、お知らせします。

1 理由書の提出が必要な工事

本市が発注する工事（水道局が発注する工事を除く。）のうち、1次下請けを市外業者に発注する全ての工事。（警備や家屋調査等の委託は除く。）

※ 市内業者に下請発注する場合、及び2次下請け以降を市外業者に発注する場合は、理由書の提出は不要です。

2 手続き

1次下請けを市外業者に発注する場合は、下請負届出書に、理由書を添付して施行担当課に提出してください。

3 実施時期

平成25年6月1日以降に下請負届出書を提出する案件から実施します。

- ※ 市外業者とは倉敷市外に本社又は本店を有する業者のことを言います。
- ※ 市内業者とは倉敷市内に本社又は本店を有する業者のことを言います。
- ※ 様式は契約課ホームページに掲載しています。

【問い合わせ先】

倉敷市総務部契約課（工事契約担当）

電 話 086（426）3171

FAX 086（426）4234